

令和5年度 第3回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和5年度第3回農業委員会総会日程表

日 時 令和5年6月6日（火） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 農地台帳登載申請について
- 日程第8 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について
- 日程第10 議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価について

出席委員（17名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 |
| 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 | 18 則友祝幸 |
| 19 石川武将 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（24名）

2 石川 茂	3 山下宏二	4 星川久和	5 高橋忠明
6 佐藤保之	7 宇高 勉	8 鎌倉静夫	9 竹本正行
10 喜井仁志	11 村上紘一	12 石川 繁	13 紀井正明
14 受川清男	15 三好 昇	16 合田篤夫	17 鈴木一郎
18 伊藤浩一	19 萩尾 博	20 高橋秀典	21 越智 寧
22 近藤良啓	23 河村嘉男	24 竹内正篤	25 鈴木敏也

欠席委員（2名）

2 窪田 齊	11 坂上 宏
--------	---------

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

1 脇 純 樹

出席した職員

事務局長 森 實 大	次 長 三宅栄一	係 長 武村美保
主 任 金子愛弓	専門員 藤原貴仁	

第3回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和5年6月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第3回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

2番 窪田 委員

11番 坂上 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

7番 池田 委員、8番 篠永 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、

を議題といたします。

議長 報告を求めます。金子 主任

金子 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和5年4月18日解約。

番号2の案件については、令和5年5月12日解約。

番号3の案件については、令和5年5月15日解約。

以上、3件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、4月12日に地元農業委員、推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号3の案件については、父から子へ贈与による所有権移転です。許可後は水稻と里芋の栽培を予定しています。

番号4の案件については、祖母から孫へ贈与による所有権移転です。受人は、

本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月23日、地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月18日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号6の案件については、小作地開放です。許可後は引き続き果樹の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月17日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号8の案件については、兄から妹へ不動産特定遺贈による所有権移転です。許可後は水稻、柑橘、里芋の栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 申請者は新規就農者であるため、4月12日に地元推進委員とともに、申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

今回の申請面積は小さいですが、隣接地も相続手続き後、申請されるようです。ブルーベリーを栽培予定で、苗木も準備され、知人のハウスでは指導を受け、熱心に取り組んでいるので問題ないと思います。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月23日に、申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

農業経験については、祖母の手伝いを3年程度しており、自分で作物を栽培したいため取得を考えたそうです。89㎡と小規模なことから農機具については鋤等を使用。実家の隣接地であり、既に野菜の苗を植え、しっかり管理されておりました。農作業の従事においては、祖母の協力を得られることを確認しました。以上のことから、許可することは問題ないと思います。

議 長 5番

委員 本件も新規就農者の案件であることから、5月18日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は住宅密集地の中にあり、隣接地は今回「貸駐車場」として転用申請が上がっております。申請地は転用地より一段高くなっており、自家用野菜を栽培したいと考えていたことから、申請に至ったものです。

申請地は自宅のすぐそばで、耕作の意思を確認できましたので、問題ないと思います。

議 長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 受人は、現在農地を所有しておらず、今回の申請で取得する新規就農者であるため、5月17日にヒアリングと現地確認を行いました。農業の知識については、母親やインターネットから習得しており、現在、自宅でも野菜を栽培されています。農機具についても、トラクターを親戚から譲り受けており、作物については野菜全般の栽培を考えられています。農作業の従事においては、母親と弟の協力を得られること、周辺地域との連携も図っていく意向などを確認しました。

以上のことから、許可することは問題ないと思います。

議長 8番

委員 今回の申請地38筆については、大字は中村、小林、藤原、蕪崎にわたりますので、私の方からまとめてご報告いたします。本件については、遺贈による農地の所有権移転です。現地については適正に管理されておりますので、異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は4件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1から3については、関連案件のため、まとめて説明します。番号1と2の案件について、申請人同士は兄弟であり、どちらも現在賃貸共同住宅に居住していますが、家族が増え手狭になったため、予てより自己住宅の建築を考えていました。今般、父所有の土地を分筆し、それぞれ自己名義に相続登記ができたため、申請地に自己住宅を建築するものです。

番号3の案件については、その住宅に進入するための進入路造成です。申請地周辺は、宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号4の案件について、申請人は、申請地の隣接地に居住しておりますが、現在、自家用車と来客用駐車場として利用している土地の一部を、次に説明する「農地法第5条許可申請」番号9に関連し、売却する予定となったため、申請地に車両置場を建設するものです。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議長 番号1番から3番

委員 現地確認したところ、古くからだと思いますが水道があったり、何に使われたかはわかりませんが、コンクリートブロックによる構築物も見受けられました。また、一人では運べないような石も多数あり、車が止まっていたり、現状農地とは思えませんし、過去からのいろんな経緯もあると聞いており、始末書も出ているということで、現状を考えますと致し方ないと考えます。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は9件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、現在家族で賃貸アパートに居住しています

が、手狭になったため、実家近くの申請地を父より借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、申請地周辺は住宅が密集し、貸駐車場の需要が多いことから、受人は不動産賃貸業を営みたいと考え、露天貸駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は土木建築業を営む法人ですが、現在、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため、申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。なお、既に申請地の一部に道が造成されているため、顛末書が提出されています。番号4の案件について、受人は現在借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭になったため、実家から近い申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第1種農地ですが、例外許可事由である集落接続が確認できており、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になったため、住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件について、受人は現在借家住まいですが、結婚を控えており、勤務先に近く住環境の整った申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号7の案件について、受人は、令和2年に申請地の隣接地に自社倉庫を建

設し運送業を営んでいますが、倉庫前を一部駐車場として利用しており、トラックの旋回等に支障をきたしていたため、申請地を譲り受けての駐車場建設です。申請地は第2種農地ですが、既存施設の隣接地であるため転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人は不動産業を営んでいますが、閑静な住宅地に近く、利便性の良い申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 藤原 専門員

藤原 それでは、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1と2の案件については、3年間の使用貸借です。

番号3の案件については、1年間の使用貸借です。

番号4の案件については、3年間の使用貸借です。

番号5の案件については、2年間の貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、5年間の使用貸借です。

番号8と9の案件については、2年10か月の使用貸借です。

番号10の案件については、1年間の使用貸借です。

番号11の案件については、2年10か月の使用貸借です。

番号12から17の案件については、再設定ですので説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番から11番

委員 異議ありません。

議長 12番から17番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号5番については、合田委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、合田委員の退席を求めます。

議長 議案第4号、番号5番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、番号5番は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 合田委員の入室を許可いたします。

（合田委員 入室・着席）

議長 合田委員に報告します。合田委員関連案件の番号5番、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」については「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 それでは、引き続き、採決を行います。

議長 議案第4号中、番号1番から4番、及び6番から17番について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とすることとし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤原 専門員

藤 原 それでは、議案第5号、「農地台帳登載申請」について、説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、5月15日に現地調査
を行いました。
番号2の案件については、農地台帳登載申請があり、5月18日に現地調
査を行いました。
以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 5月15日に申請者と現地を確認しました。
申請地は農地法第5条により農地転用をされていましたが、再度農地に戻
したいというものです。現在は、野菜や果樹の栽培をするなど農地として
利用しています。今後も耕作を続ける意向であることを確認しましたの
で、問題ないと思います。

議 長 番号2番

委 員 5月18日に申請者と現地を確認しました。
申請地は非農地通知書が発出されていましたが、再度農地に戻したいとい
うものです。申請地は自宅のすぐ北側にあり、現在はかぼちゃ、なすなどの
野菜を栽培されておりました。今後も耕作を続ける意向であることを確認
しましたので、問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農地台帳登載申請」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、議案第5号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第8、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。金子 主任

金 子 それでは、議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、引き続き相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかについては、税務署の判断となります。

番号1の案件について、4月20日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また4月20日、現地確認を申請者とおこないました。しっかり農地の管理がされており、米や玉葱、ケールなどの野菜栽培を行うことが確認できましたので、問題ないと思いま

す。

議長 ほかにも、質疑はありますか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主任

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止」について、説明いたします。

番号1と2は関連案件ですので、まとめて説明します。

番号1の案件については、議案第3号「農地法第5条第1項の許可申請」番号9に関連し、分譲宅地の造成にあたり、水路としての用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。

番号2の案件については、議案第2号「農地法第4条第1項の許可申請」番号4に関連し、車両置場を建設するにあたり、水路としての用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、農地が一部残るため、利用にあたり、代替水路を寄附する予定です。また、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1と2について、質疑はありませんか。

委 員 5月30日、現地確認を行いました。申請地は、転用により分譲宅地や車両置場の一部になることから、現在の「水路」を用途廃止し、代替地を寄附する予定です。また、地元土地改良区の同意を得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第10、議案第7号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第7号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、説明いたします。議案書（追加提案分）1ページをお開きください。

本議案につきまして、農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）の透明性を確保するため、法第37条の規定により、最適化活動の状況その

他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされており、また、先般の「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）」により、農業委員会は、令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表することと定められております。

このことから、令和4年度最適化活動の実施状況について、農業委員会による点検・評価を実施するものです。

別紙様式5「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。

Iの1は令和4年4月1日現在の農業委員会の体制、2は農家・農地等の概要を記載しております。

2ページ目をご覧ください。

II 最適化活動の実施状況

1の（1）農地の集積、について説明します。①現状及び課題ですが、令和4年4月1日の集積率は19.5%であり、②目標については、市の基本構想に定められた「令和5年度に集積率38%」をベースに設定することとなっているため、令和4年度末の目標集積率は28.8%と、高い目標設定になっています。③実績については、今年度の新規集積面積は前年との差し引きで算出することから-9haとなっており、農地面積が減少していることから集積率は若干増加しているものの、達成状況は72.7%となっております。点検結果としては、「農業従事者の高齢化や兼業農家が多いことなどから集積率は伸び悩んでいる。圃場整備を行うことも集積率を上げる要因の一つである。」としております。

続いて、2ページから3ページにかけて（2）遊休農地の発生防止・解消 に

ついて説明します。①現状及び課題、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況ですが、これは令和3年度の利用状況調査の結果を記載しております。緑区分（人力や農業用機械で草刈り等をおこなうことにより直ちに耕作することが可能な農地）0ha、黄区分（草刈りや農業用機械では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地）137haとなっており、これについては、令和3年度の利用状況調査実施後に、国から緑区分と黄区分を区別するよう通知があり、対応できなかったため、令和3年度の遊休農地面積は全て黄区分に計上していることから、②目標アのa緑区分の解消目標面積及び3ページ目③実績のアのa解消実績面積は空欄となっております。

b黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況については、「各地域の基盤整備事業等の予定が未定であるため、中間管理機構も受け手となることが困難なことから、段階的に利用意向調査を行う工程表を作成しました」。

④その他、については、令和4年度の利用状況調査により把握した遊休農地を記載しており、緑区分が114ha、黄区分も114haとなっております。点検結果としては、「担い手等により解消された土地もあったが、遊休農地は増加傾向にある。また有害鳥獣による農作物への被害も遊休農地化が進む要因の一つとなっており、関係機関と連携し対応を検討する必要がある」、としています。

(3) 新規参入の促進 ②目標については、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を4.75haとしておりましたが、現在、新規参入者への貸付可能面積を公表しておらず、4ページ目③実績は、空欄となっております。今後、公表に向け検討しているところです。なお、令和4年度の新規参入経営体は7件ありました。

次に、2 最適化活動の活動目標について、

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1人あたり月6日としておりましたが、委員の皆さまにはお忙しい中、利用状況調査等、農地利用の最適化活動を実施していただき、目標を達成できております。(2) 活動強化月間の設定、5ページ目の(3) 新規参入相談会への参加についても目標値は達成できております。

これらのことから目標の達成状況の評語については、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。

推進委員等の点検・評価結果については、農地や農業者に地域差があることから個別に評価することが難しい項目については按分により算出し、そこに個人の活動日数の評価を加え、結果を出させていただいております。

続いて、6ページ目のⅢ事務の実施状況について、1. 総会、部会の開催実績、2. 農地法第3条に基づく許可事務、3. 農地転用に関する事務についてはご覧の通りとなっております。

4. 違反転用への対応については、令和4年度は1.6haの違反転用が是正されております。

なお、こちらの「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、本総会で承認いただけましたら、県へ報告し、市ホームページにて公表いたします。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、意見があれば、お願いします。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の点検・評価」について、承認することに賛成の委員

の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、承認することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第3回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:20)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 池田 忠 志

委 員 篠 永 賢 二
